

消費者事故等に関する情報の通知について

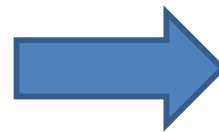
平成28年3月7日(月)

消費者庁 消費者安全課

平成21年9月 消費者庁の設置
消費者安全法の施行



消費者庁に消費者事故
情報を一元的に集約



消費者事故情報をもとに、
消費者被害の発生・拡大
防止対策を実施

- 消費生活の場面で生じた一定程度の被害の出た事故等
（＝消費者事故等）について
- 行政機関から消費者庁に通知
- 対象は商品・製品、施設、役務など幅広く

<消費者事故等>

消費生活において

■ 消費者に一定程度の被害が発生した事故

- ・死亡
- ・治療に1日以上かかる負傷・疾病
- ・一酸化炭素中毒

■ 生命・身体被害が発生するおそれの事態

<重大事故等>

■ 消費者事故等のうち、被害が重大であるもの

- ・死亡
- ・治療に30日以上要する負傷・疾病
- ・一定の後遺障害
- ・一酸化炭素中毒

■ 生命・身体被害が発生するおそれの事態(火災、窒息等)

いずれの場合も、製品・役務等の「消費安全性」を欠くこと

- ・被害が現実に発生した場合：消費安全性を欠いていた疑いがあること
- ・被害発生のおそれがある場合：消費安全性を欠くことが積極的な要件

※ここでは、生命・身体分野について解説

通知された重大事故等の例(社会福祉施設関連)

- リフターを用いてベッドから車椅子への移乗を行った際、入所者が転落し、大たい骨骨折(役務)
- 入浴介助を受けていた利用者が、全身熱傷を負い、搬送先で死亡(役務)
- 入所者に対し、誤って他の入所者の薬を飲ませたため、低血圧症を発症(役務)
- 普段流動食等で対応していた入所者に対し、十分な確認をせずに固形食が提供され、のどに詰まらせ、搬送先の病院で死亡(役務)
- 入所者が介護用ベッドの柵に挟まれ、死亡(製品)
- 施設利用者を送迎中、送迎車が路外に転落し、利用者が骨折(役務)

■ 重大事故等

- ・発生したという情報を得たら**直ちに**(数時間以内)

■ 消費者事故等(重大事故等を除く)

- ・被害発生・拡大のおそれがあると認めるとき、速やかに(数日以内)



- ・ 幅広く消費者庁へ通知をお願いします！

◎根拠等

- ・社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等の通知について
(平成21年9月1日、平成27年5月29日(再周知))

◎参考資料

- ・消費者事故等の通知の運用マニュアル(平成27年3月27日改訂)
⇒ <http://www.caa.go.jp/safety/pdf/090901unyou.pdf>
- ・消費者事故等情報通知様式
⇒ http://www.caa.go.jp/safety/pdf/090901yousiki_150327.pdf

